

地域医療市民勉強会企画運営業務委託 仕様書

1 件名

地域医療市民勉強会企画運営業務委託

2 事業目的

令和3年度に「鶴岡市地域医療を考える市民委員会」において策定した「鶴岡市地域医療市民アクションプラン」に基づき、市民より地域医療について理解を深め、関心を持ってもらうとともに、市民、医療関係者、行政が交流し、ともに学び考える場として、「地域医療市民勉強会」を企画し、運営する。

3 事業のコンセプト

地域医療市民勉強会の企画・運営にあたっては、以下の4つのコンセプトに基づき、実施する。

①市民・医療者・行政と一緒に学び考え実践する。

これまで交流する機会が少なかった市民・医療者・行政の3者が、ともに学び考える場・機会を設けることで、地域医療に関心を持つ人を増やしていくとともに、医療を地域全体で支え、機能させていく地域風土を醸成する。

②鶴岡市の地域医療の現状や課題、仕組みを理解し、解決策を共に考える。

限られた医療資源を有効に活用して、地域住民が安心して良質な医療を継続して受けることができるよう、市民、医療者、行政の3者が共通認識を持ちながら、共に解決策を考える。

③在宅での療養・看取りを視野に入れた地域包括ケアを理解する。

住み慣れた地域で最期まで自分らしく生活をしていくために、住まい、医療、介護、予防及び生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進するに当たって、人生の最終段階の医療やケアについても、一人ひとりが考え、地域全体で理解する。

④地域医療の視点からまちづくり、人づくりを考える

地域の医療を守り育てるという視点から、まちづくりや人づくりを考えることを通して、地域で医療者を育て、定着させるような人づくりの視点を持つとともに、安心して良質な医療が受けられるまち、また医療者が働きたいと思うまちづくりのあり方について考える。

4 委託業務の内容

①市民勉強会の企画・実施に関すること

- ・過去の市民勉強会、市民からの意見等を参考にし、進展した事業内容とする。
- ・市民勉強会は、単に健康や病気に関する講座というものではなく、地域の医療の現状や課題について、市民が学び、考えることができるものとする。
- ・市民勉強会の開催会場及び開催形式は問わない。
- ・市民勉強会の各回の参加人数は定めないが、想定している参加人数を提示する。
- ・市民勉強会の開催回数は3回以上とし、各回の開催形式は異なってもよい。
- ・市民勉強会の参加者の中で、より地域医療や地域医療に関する活動に関心、意欲のある方を対象とした企画を1回以上実施する。
- ・市民勉強会の会場の確保を行う。なお、市の施設の利用も可能とする。
- ・市民勉強会の時間は、1回あたり1時間半から2時間程度とする。
- ・市民勉強会の講師の選定及び連絡調整を行う。
- ・市民勉強会の周知・広報を行う。
- ・市民勉強会の参加者の募集・とりまとめを行う。
- ・市民勉強会に必要な物品や資料の準備等を行う。
- ・参加者を対象にアンケートを実施し、その評価を行う。
- ・市民勉強会はビデオで録画し、YouTube等で一定期間配信する。
- ・動画の解像度は1080pまたは720pとし、動画1ファイル当たりの容量は約4GB以内とする。また、市からの求めがあり、編集が必要な場合は適宜編集する。

②市民勉強会受講者の交流・支援に関すること

- ・市民勉強会開催時のみならず、受講後のフォローや交流にも配慮し、市民と市民、市民と医療従事者の良好な関係づくりに努める。

※業務の実施にあたっては、「鶴岡市地域医療市民アクションプラン（令和4年3月策定）」に基づき、実施することとする。

なお、各業務にあたっては、発注者と協議のうえ進めること。

5 委託期間

契約締結時から令和9年3月24日まで

6 実施計画及び実績報告等

業務実施に関する市民勉強会実施計画書を提出するものとする。また、業務終了後、事業実施報告書(開催内容、参加者名簿、写真など)について任意の様式により報告するものとする。

7 個人情報の取扱い

業務を実施するにあたり、別記「特定個人情報も含む個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

8 完了報告について

委託業務を完了した時は、その旨を委託業務完了通知書（様式第5号）により、通知する。市は通知を受けた後、10日以内に完了検査を行うが、検査の結果不合格である場合は、遅滞なく補正を行い速やかに再提出しなければならない。

9 著作権等について

本事業により得られた成果品および電子データ等、作成したコンテンツとこれらを構成する素材に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、鶴岡市（以下、委託者）に帰属する。

受託者は、本事業により得られた成果品および電子データ等、作成したコンテンツとこれらを構成する素材につき著作権人格権に基づく権利行使は行わないものとし、当該著作物の作成者が受託者以外の第三者の場合、当該第三者をして委託者に対して著作者人格権を行使させない旨の合意を交わすものとする。

受託者は、本業務を遂行するにあたり、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害しないことを保証し、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

10 その他

本仕様書に規定する事項で疑義が生じた場合、または、定めがないものについては、市と協議して決定するものとする。